

いつか来るその日のために。死後にかかるお金を知ろう

帰省などで離れた家族と対話する機会が増えたいま、自分や家族の「もしも」のときに遺される人と、約束ごとやお金の話をしておきましょう。



Illustration_Keiko Katsuyama

教えてくれたのは……
氏家祥美さん
うじえよしみ / F.P.事務所ハートマネー代表。遊びゴコロあるライフプランを共に作るファイナンシャルプランナー・キャリアコンサルタント。「お金・いきがいつながり・健康」のバランスが取れた100年人生をサポートする。金融リテラシーの普及にも努める。



1. いくらかかる？ 死後のお金。受け取れるお金とともに確認

人生最後のとき。遺された人の負担をなるべく減らすためには、どのような備えが必要なのでしょう。死後にかかるお金のうち、葬儀費用は110.7万円(左図参照)ほど。小規模な葬儀や家族葬が増え、従来よりも費用は低下傾向にあります。また、一般的なお墓の平均額は149.5万円ですが、最近では樹木葬や納骨堂を選ぶ人が増えたため、一般墓の購入者は21.8%にとどまっています。ただし、このほかにも人生の最期には、病院への支払いや遺族の当面の生活費など、まとまったお金が必要になります。

葬儀や埋葬に対する公的な給付としては、国民健康保険の「葬祭費」、健康保険の「埋葬料(埋葬費)」がありますが、支給額は平均して5万円前後が相場といわれています(自治体や加入する組合による)。このため、自分で万が一に備える必要がありますが、亡くなった人の金融機関口座は、相続が終わるまで凍結され、入出金などができなくなります。仮払い制度もありますが、相続人1人が仮払いできるのは1金融機関で150万円(ただし、口座残高×3分の1×仮払いを希望する人の法定相続分まで)が上限。貯めるだけでなく、お金の引き出しやすさも考えておきましょう。

2. 遺された人が払うお金。相続税の基本をおさらい!

相続財産は、遺言があれば基本的にそれに従い、遺言がなければ法定相続人全員で遺産分割協議を行って相続割合を決めます。遺産の分け方が決まったら、相続があったことを知った日の翌日から10カ月以内に相続税の申告を行い、相続税を納める決まりです。

ただし、相続税は相続財産から基礎控除を差し引いた残りが相続税の対象になります。基礎控除の計算式は「3千万円+600万円×法定相続人数」。例えば、法定相続人が妻と子ども2名の合計3名の場合は、4千800万円までの遺産には相続税がかかりません。

仮に相続財産が1億円の場合、基礎控除を差し引いた5千200万円が課税遺産総額です。これを法定相続分(妻2分の1、子4分の1×2名)で案分すると、妻2千600万円、子1千300万円×2名で、合計6300万円です。実際の相続割合が異なる場合は、この合計額を相続割合に合わせて再配分して、各自が納税します。

3. 家族のために今から準備。保険でできる死後の備え

財産の遺し方も工夫しましょう。死亡保険金には次のメリットがあります。

1つ目は、死亡保険金の節税効果です。死亡保険金には遺族の生活費という目的があるため、「500万円×法定相続人数」が非課税になります。例えば、法定相続人が3名なら1千500万円が非課税に。仮に1億円の相続財産を3名の法定相続人が相続した場合、1億円から基礎控除を差し引くと5千200万円となります。死亡保険金の非課税金額としてさらに1千500万円を差し引けば、相続税の課税対象を3千700万円に減らせます。

2つ目は、相続税の納税資金の確保です。相続税の納税期限は10カ月です。相続財産が不動産のみだと納税資金確保に苦労しますが、あらかじめ生命保険で死亡保険金を用意しておけば、不動産を処分しなくても相続税が納められるというわけです。

3つ目は、すぐに使いたい現金の用意です。葬儀費用、お墓の購入、遺族の生活資金など、死後に必要な出費はいろいろあります。口座凍結でお金が引き出せなくても、死亡保険金はすぐに受取人宛てに振り込まれます。

お墓の費用

費用(万円)	割合(%)	
一般墓	149.5	21.8
樹木葬	63.7	48.7
納骨堂	80.3	19.9
その他	—	9.5

葬儀費用

110.7万円
基本料金、飲食費、
送礼品含む

出典：株式会社鎌倉新書「いいお墓」より「第15回 お墓の消費者全国実態調査」

相続順位	法定相続人と法定相続分
1 子どもがいる場合	配偶者 1/2 子ども 1/2を人数で配分
2 子どもがおらず父母がいる場合	配偶者 2/3 父母 1/3を人数で配分
3 子どもと父母が共におらず兄弟がいる場合	配偶者 3/4 兄弟 1/4を人数で配分
代襲相続	相続人が死亡している場合は、孫や理、姪が代わって相続できる。

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

相続税の計算例

条件 相続人——配偶者・長男・長女
相続財産——1億円

保険なしの場合
課税遺産 総額
3,000万円+600万円×法定相続人数
相続財産1億円-(3,000万円+600万円×3名)
=5,200万円
法定相続割合の相続税
配偶者340万円、長男145万円、長女145万円
合計630万円
※配偶者の税額軽減があるため、実際に納める税金は妻0円、長男145万円、長女145万円

保険ありの場合
課税遺産総額
5,200万円-(500万円×3名)=3,700万円
法定相続割合の相続税
配偶者227.5万円、長男92.5万円、長女92.5万円
合計412.5万円
※配偶者の税額軽減があるため、実際に納める税金は妻0円、長男92.5万円、長女92.5万円

保険ありとなしの差額 217.5万円